



2025 年 4 月 4 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 シ ン ニ ッ タ ン
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 平 山 泰 行
(コード: 6319 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 : 取 締 役 グ ル ー プ 戦 略 部 長 高 橋 克 夫
(電話番号: 044-200-7812)

臨時株主総会招集のための基準日設定のお知らせ

当社は、本日、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 370 条及び当社定款第 27 条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、2025 年 6 月上旬頃を目途に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 4 月 22 日（火曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日: 2025 年 4 月 22 日（火曜日）
- (2) 公告日: 2025 年 4 月 7 日（月曜日）
- (3) 公告方法: 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）

https://www.snt.co.jp/_cms/wp-content/uploads/2025/04/koukoku0407.pdf

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2025 年 2 月 28 日付当社プレスリリース「ARTS-3 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、ARTS-3 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が 2025 年 3 月 3 日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式（従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）制度」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する株式 539,100 株は含まれません。以下、当社の自己株式について同じです。）を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手續の実施を予定しているとのことです。

具体的には、①本公開買付けの成立により、公開買付者が合計で当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、公開買付者が会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第 179 条に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付

者が合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定め及び定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、当該要請に基づき本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しなかった場合、又は本公開買付けの成立により、公開買付者が合計で当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至り、公開買付者が本株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上